

◎「政教一致」発言、公明が不快感 「コメントしない」

【朝日新聞、2014年6月11日】

<http://digital.asahi.com/articles/ASG6C3PT0G6CUTFK001.html>

飯島勲内閣官房参与がワシントンで行った講演で、公明党と創価学会の関係が憲法の「政教分離原則」に反しないとしてきた従来の政府見解が変更される可能性に言及したことについて、公明党の山口那津男代表は11日午前、国会内で記者団に「聞いていないから分からない」とのみ語った。井上義久幹事長は記者団に「コメントしない」と不快感を示した。

政教一致の批判を巡っては、公明党はこれまで、党ホームページ（HP）で「全般的な外れな批判。既に国会の論戦の場で決着済み」などと反論している。

HPでは、自民党と連立を組む前の1999年7月に当時の内閣法制局長官が、憲法20条に定めた「政教分離」の解釈について「宗教団体が政治的活動をすることを排除している趣旨ではない」と国会答弁したことを掲載。その上で「憲法が規制対象としているのは『国家権力』の側だ。国家権力がある特定の宗教を擁護したり、国民に強制するようなことを禁じているのが『政教分離』原則だ」と強調。創価学会が公明党を支援することは憲法違反ではないとしている。

菅義偉官房長官は11日午前の記者会見で、「本人がどういう形で発言したか承知していないので、政府としてのコメントは控えたい」と述べ、事実確認を急ぐ考えを示した。政教分離原則についての憲法解釈については、変える必要はないとの認識を示した。

☆関連するキーワード：政教分離、政教一致



## Overview

- 最先端の事例から——トルコとインド
- 倫理的要請としての世俗主義
- 政教分離の多様性
- 宗教の自由
- ポスト世俗主義

## 最近の事例から



インド

首相：ナレンドラ・モディ  
インド人民党 (BJP)  
ヒन्दゥー至上主義政党



トルコ

首相：レジェップ・タイイップ・エルドアン  
公正発展党 (AKP)  
イスラーム主義政党

## 倫理的要請としての世俗主義

- 「世俗主義の主たる動機の一つとして、従来あまりにもしばしば宗教が焚きつけ、正当化してきた**残酷性**に終止符を打ちたい、との願望があったことは明白である。」 (タルル・アサド『世俗の形成』131頁)
- 心と身体の二極分化 (政教分離)
  - 心→信仰、宗教 (私的領域)
  - 身体→理性、政治・科学 (公的領域)

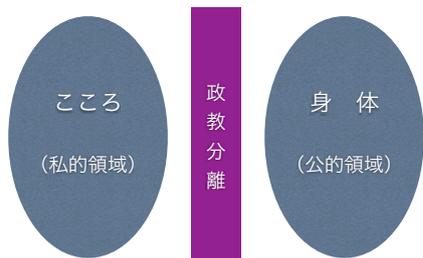
## 背景としての「宗教戦争」

- ユグノー戦争 (1562-98)
  - フランスで起こったカトリック勢力とプロテスタント (カルヴァン派=ユグノー) 勢力の抗争。
  - アンリ4世 (カトリックに改宗) がナントの勅令を発し、プロテスタントにも「信仰の自由」を認め、戦争が終結。ナントの勅令は1685年に廃止。
- 三十年戦争 (1618-1648)
  - ウェストファリア条約により、忠誠の対象が「宗教」から「国家」へと移されていく近代国家の枠組みが基礎づけられる。

## 政教分離の近代的ジレンマ

- 宗教の倫理化・道徳化
  - 近代のヨーロッパ、アメリカ、日本における事例 (小原『宗教のポリティクス』67-72頁)。
- 近代的暴力 (戦争) を (国民) 道徳化した宗教は抑止し得たのか？
  - ☞ 犠牲の論理 (次回)

## 現代における変化



## 現代における変化

宗教復興運動

心の可視化



イスラームは政教一元的。  
法政二元論 (シャリーアとウンマ)

## 政教分離をめぐる問題

- 進化論論争 (米)
- ベール禁止 (仏、トルコ)
- 靖国問題 (日)



## 政教分離の多様性

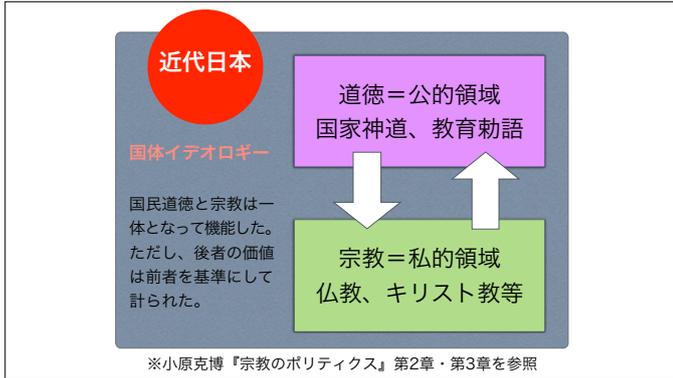
- 広義の政教分離：英国 (英国国教会)、ドイツ (教会税、宗教教育)
- 狭義の政教分離
  - 友好的分離：アメリカ
  - 敵対的分離：フランス (ライシテ)、トルコ (ライクリック)
- トルコは、国家が宗教を管理しているのでライシテより、コンコルダート (政教協約) に近い。

## フランスの政教分離

- ライシテ (laïcité) の原則
  - 「教会と国家の分離に関する法律」 (1905年) により成立。
  - 宗教と政治の区別、国家の中立性、公認宗教の多元性、政治権力の独立、信条の自由。
- フランス憲法 第二條
  - 「フランスは不可分にして、非宗教的、民主的、社会的な共和国である。」

## アメリカの政教分離

- Separation of Church and State (教会と国家の分離)
- Separation of Religion and State (宗教と国家の分離) ではない。
- 合衆国憲法 修正第一条 (The First Amendment, 1791)
  - 「連邦議会は、国教の樹立 (establishment of religion) を規定し、もしくは信教の自由な行為 (free exercise thereof [=of religion]) を禁止する法律を……制定することはできない。」



## 中国の宗教政策

- 信仰の自由
  - 中華人民共和国憲法第36条「中華人民共和国の公民は、宗教信仰の自由を有する」
- 中国の公認5宗教
  - 仏教、道教、イスラーム、カトリック（天主教）、プロテスタント（基督教）
- 愛国的宗教の育成
- 宗教事務条例（2004年公布、2005年施行）
  - 「宗教団体、宗教活動施設および信者は・・・**国家統一、民族団結と社会の安定を擁護しなければならない**」（第3条）

## 宗教の自由

- 世界人権宣言（1948年）第18条
  - 「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。」

## 安全保障と宗教の自由

- 「国際的な宗教の自由報告書」（The International Religious Freedom Report）
  - 米国防務省によって毎年発行（2001年以降）
  - 「特に懸念される国（Countries of Particular Concern）」として北朝鮮、中国、スーダン、イラン、イラク、パキスタン、サウジアラビア、エジプト等があげられている。

## ポスト世俗主義

- 世俗的なものと宗教的なものを対立的にとらえ、両者の間に境界壁を設けるのではなく、むしろ相互に関係づける法的・政治的・政策的な作法を求める。
- 世俗主義（政教分離）によって問題解決できるという近代主義に対する批判。
- 世俗的/宗教的といった概念的二分法への批判。
- 単に宗教が公的領域に復権したことを指して、ポスト世俗主義というのは間違っている。それでは、世俗主義以前の時代への回帰となる。どのように宗教の役割が変化したのかを問わなければならない。

## 【参考文献】

- タラル・アサド『世俗の形成——キリスト教、イスラーム、近代』（中村圭志訳）みすず書房、2006年。
- ルネ・レモン『政教分離を問いなおす——EUとムスリムのはざままで』（工藤庸子、伊達聖伸訳）青土社、2010年。
- 市川裕、臼杵陽、大塚和夫、手島勲矢編著『ユダヤ人と国民国家——「政教分離」を再考する』岩波書店、2008年。